

(第2葉)

審 査 官 の 権 限

審査官は、次の各号の処分をすることができる。

- 1 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 2 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 3 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 4 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

上記第1号の場合に出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、第2号の場合に出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者、第3号の場合に物件を提出しない者、第4号の場合に検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処せられることがある。

また、法人等の従業者等が法人等の業務等に関し、これらの違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、法人等は、2億円以下の罰金に処せられることがある。

11
cm

7 cm